

番号：140107

国名：ミャンマー

担当部署：農村開発部水田地帯第一課

案件名：中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト（社会経済調査）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：社会経済調査
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年6月上旬から2014年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.3M/M、現地 1.5M/M、合計 1.8M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
3日	45日	3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	社会経済調査に係る各種業務
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

### 6. 業務の背景

ミャンマー国では、養殖業の拡大を通じた水産物の安定的生産を重要政策として掲げ、養殖振興を重点課題として位置付けてきた。畜水産地方開発省は、地方経済活性化及び収入源の多角化を目的に、農業・畜産・水産分野を集約した複合農業を推進しており、養殖は、農家の生計向上への貢献及び水産物消費によるタンパク質確保に繋がる有効な手段として期待されている。

JICAは2009年6月から2013年6月までミャンマー南部地域にあたる2地域及び1州（エーヤワディー地域、バゴー地域、カレン州）を対象に、「小規模養殖普及による住民の生計向上事業（以下、SAEP）」を実施し、小さな池や水田を使った小規模養殖普及システムの構築及び運用を支援してきた結果、農民間普及を通じて同プロジェクトの対象地域である南部地域では徐々に小規模養殖が広まりつつある。

ミャンマーの中央乾燥地域は不安定な気候による凶作や限られた雇用機会等により、人口の43%が貧困という厳しい状況にある。貧困率は全国平均25.6%に比較しても非常に高いことから、貧困層の所得向上・栄養改善は急務となっており、解決策の1つとして小規模養殖の導入が期待されている。

しかしながら、中央乾燥地域と南部地域では降雨量等の自然条件が異なるため、SAEPで導入した養殖技術を普及するには中央乾燥地の条件に適應させた上で普及させる必要がある。また、ミャンマー畜水産地方開発省水産局は、上記政策に基づき小規模養殖普及に係る人員・予算の確保に努めてはいるが、今後水産局が中央乾燥地域で小規模養殖普及活動を展開していく体制を確立するためには、地域に適した技術パッケージの開発が必要となっている。加えて、中央・地方の水産局職員の養殖・普及技術の能力向上等が求められるなど、養殖技術の普及にあたっては幾つかの課題が存在している。

以上を踏まえ、ミャンマー政府は中央乾燥地域を対象に、地域に適した養殖方法の確立及び普及計画の策定を行い、小規模養殖技術・手法をより広い範囲に定着させるため、我が国に対し、新規の技術協力案件である「中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト」の実施を要請してきた。

本プロジェクトは、2014年3月上旬より2019年3月上旬まで5年間の実施を予定しており、既に「チーフアドバイザー/普及計画」及び「業務調整/研修」の2名の長期専門家を派遣中である。プロジェクトでは活動に先立ちベースライン調査を行うこととしているが、農家への社会経済的効果を分析するために今回、本専門家を派遣する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、C/P機関である畜水産地方開発省水産局の職員とともに、プロジェクトサイトにおける農民の生活状況を調査し、小規模養殖活動による農家の生計向上への効果を分析することで、プロジェクトによる農家への社会経済的効果を分析するとともに、C/P職員へ同調査手法の技術移転を行う。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2014年6月上旬）

- ①プロジェクト事前評価及び詳細計画策定調査報告書、SAEPプロジェクト報告書、他ドナーによる農村開発にかかる援助状況資料等の関連資料を収集・整理・分析し、プロジェクトの背景・現状を把握するとともに、ミャンマーの農業農村開発セクターの概観を把握する。
- ②プロジェクトとの連絡・調整に基づき、現地派遣期間における業務方針・方法などについて記述した業務実施計画書（案）（和文、英文）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明し、合意を得る。
- ③（2）－③の調査活動において使用する質問票案を作成し、現地派遣期間前にプロジェクト専門家へ提出する。プロジェクト専門家は同調査票をミャンマー語訳の上、調査対象地域へ事前配布を行う。

### (2) 現地派遣期間（2014年6月上旬～2014年7月下旬）

- ①現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（英文）に取りまとめ、JICAミャンマー事務所、畜水産省地方開発省、プロジェクト専門家に提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。

- ②プロジェクトサイトであるマンダレー地域（5）、ザガイン地域（5）、マグウェイ地域（3）の計13タウンシップにおいて、プロジェクト指標を決定するためのベースライン調査として、農村地域における社会経済状況に関する情報収集・調査を実施する。実施に当たり、事前にC/P職員に調査手法を説明、理解させた上で、2～3チームに分け、担当地域毎での質問調査を指導・実施する。
- ③プロジェクトサイトにおけるパイロット農家および近隣の農家について家計・生活実態調査を行い、プロジェクトサイトにおける農家の社会経済状況を把握する。調査内容は、家族構成、農業活動及び小規模養殖活動の実態、米・農作物、漁業の生産性、1人当たり米・魚消費量、家計収入・支出構成、養殖の問題点・期待等を含めるものとする。調査対象戸数はプロジェクト関係者と協議の上、最終決定するが、統計上の有意性を考慮し、全体で384戸以上（1タウンシップ当り30戸以上）を目安とする。
- ④活動②、③を基に、小規模養殖パイロット活動による農民の生活への効果を評価するためのPDM上の指標（上位目標、プロジェクト目標、成果）を設定する。
- ⑤活動②、③を基に、ミャンマー国の農村における小規模養殖が与えるインパクトについて分析する。
- ⑥現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAミャンマー事務所に提出及び報告を行う。

（3）帰国後整理期間（2014年7月下旬）

- ①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- （1）ワークプラン（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所、C/P機関）現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。
- （2）現地業務結果報告書（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所、C/P機関）  
記載項目は以下のとおり。
  - ①業務の具体的な内容
  - ②業務の達成状況
- （3）専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所）  
記載項目は以下のとおり。
  - ①業務の具体的な内容
  - ②業務の達成状況
  - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
  - ④プロジェクト実施上での残された課題
  - ⑤その他
 体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。  
航空経路は、日本⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒日本を標準とする。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は2014年6月8日～7月22日を予定しているが、ミャンマー国受入手続の事情により変更となる可能性がある。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣予定の専門家のみ記載）。

- ・ チーフアドバイザー／普及計画（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）
- ・ 小規模淡水養殖技術（短期派遣専門家）

#### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舎手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

##### エ) 通訳備上

現地において必要があれば通訳（英語⇄ミャンマー語）を備上予定。

##### オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。

##### カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境あり）

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部水田地帯1課（TEL:03-5226-8452）にて配布します。

- ・ 詳細計画策定調査報告書（ドラフト）
- ・ 事前評価表

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ SAEPプロジェクト概要（<http://www.jica.go.jp/oda/project/0701901/index.html>）
- ・ ミャンマー国 農業セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート
- ・ ミャンマー国 農業セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート（付属資料）

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②ミャンマー国受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容を変更する場合があります。

以上